

【第6号様式 記載に当たっての留意事項】

平成20年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人特別税の申告納付が必要となります。(地方法人特別税は、法人事業税と同一の申告書・納付書により申告納付します。)

※ 整理番号	事務所係	法人番号	申告区分
--------	------	------	------

第六号様式

受付印

平成 年 月 日

所在地 (電話)

法人名

代表者 自署押印

事業年度分又は連結事業年度分

【法人事業税の税率の改正】

地方法人特別税の創設に伴い、法人事業税(所得割・収入割)の税率が引き下げられます。

1 所得割の税率

(1) 年400万円以下の金額 (34) 欄

① 外形標準課税法人(資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人) 3.8/100 → 1.5/100

② ①以外の普通法人及び特別法人(協同組合等) 5/100 → 2.7/100

(2) 年400万円を超え年800万円以下の金額 (35) 欄

① 外形標準課税法人 5.5/100 → 2.2/100

② ①以外の普通法人 7.3/100 → 4/100

③ 特別法人 6.6/100 → 3.6/100

※特別法人は、(35)欄に年400万円を超える金額を記載

(3) 年800万円を超える金額 (36) 欄又は軽減税率不適用法人の金額 (38) 欄

① 外形標準課税法人 7.2/100 → 2.9/100

② ①以外の普通法人 9.6/100 → 5.3/100

③ 特別法人 6.6/100 → 3.6/100

2 収入割の税率

収入割(収入金額) (44) 欄 1.3/100 → 0.7/100

※付加価値割、資本割の税率の変更はありません。
付加価値割 0.48/100 資本割 0.2/100

【地方法人特別税欄の記載方法】

1 所得割に係る地方法人特別税額 (56) 欄

(1) 課税標準の欄
事業税の所得割 (37) 又は (38) の欄の税額を記載します。

(2) 税率の欄

① 外形標準課税法人(資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人) 1.48/100

② ①以外の法人 8.1/100

(3) 税額の欄
課税標準×税率(税額は100円未満切り捨て)

2 収入割に係る地方法人特別税額 (57) 欄

(1) 課税標準の欄
事業税の収入割 (44) 欄の税額を記載します。

(2) 税率の欄 8.1/100

(3) 税額の欄
課税標準×税率(税額は100円未満切り捨て)

摘要	課税標準	税率(100)	税額
所得金額総額 (33)			
年400万円以下の金額 (34)	000		00
年400万円を超え年800万円以下の金額 (35)	000		00
年800万円を超える金額 (36)	000		00
計 (34)+(35)+(36) (37)	000		00
軽減税率不適用法人の金額 (38)	000		00
付加価値総額 (39)			
付加価値額 (40)	000		00
資本金等の額総額 (41)			
資本金等の額 (42)	000		00
収入金額総額 (43)			
収入金額 (44)	000		00
合計事業税額 (37)+(40)+(42)+(44)又は(38)+(40)+(42)+(44) (45)			00
仮設経理に基づく事業税額の控除額 (46)			00
租税目的の実施に係る事業税額の控除額 (47)			00
(48) 所得割 (49)	00	付加価値 (50)	00
資本割 (51)	00	収入割 (52)	00
(53)のうち見込納付額 (54)			00

摘要	課税標準	税率(100)	税額
(55)の内訳			
所得割に係る地方法人特別税額 (56)	00		00
収入割に係る地方法人特別税額 (57)	00		00
合計地方法人特別税額 (56)+(57) (58)			00
仮設経理に基づく地方法人特別税額の控除額 (59)			00
租税目的の実施に係る地方法人特別税額の控除額 (60)			00
(61)のうち見込納付額 (62)			00

摘要	課税標準	税率(100)	税額
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(30)又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の2付表)の(41)) (63)			
損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額 (64)			
損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額 (65)			
益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額 (66)			
外国の事業に係る所得以外の所得に対して課された外国法人税額 (67)			
繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額 (68)			
所得金額差引計 (63)+(64)+(65)-(66)-(67)-(68) (69)			
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(38)又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の2付表)の(46)) (70)			
決算確定の日 平成 年 月 日 (71)			
申告期間の延長の処分(承認)の有無	事業税 有・無	法人税 有・無	法人税の申告書の種類 青色・その他
この申告が中間申告の場合の計算期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	翌期の中間申告の要否	要・否
		国外関連者の有無	有・無

【第7号様式(予定申告書)記載に当たっての留意事項】

地方法人特別税の創設に伴い、平成20年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告に限り、法人事業税額の計算方法が通常と異なりますので、御注意ください。

また、地方法人特別税額の計算においても、前事業年度の税額がないため、前事業年度の法人事業税額に基づき計算することとなっています。

受付印

平成 年 月 日 殿

※処理事項

整理番号 事務所 法人番号 申告区分

申告年月日

第七号様式(一)

所在地 (本籍が異なる場合は本籍所在地を記載)

(ふりがな)

法人名

(ふりがな)

代表者 自署押印

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分(連結事業年度)の地方

【法人事業税額】

平成20年10月1日以後に開始する最初の事業年度については、以下のとおり計算します。

所得割額 (18) $(39) \div$ 前事業年度の月数 $\times 3.3$

付加価値割額 (19) $(40) \div$ 前事業年度の月数 $\times 3.3$

資本割額 (20) $(41) \div$ 前事業年度の月数 $\times 3.3$

収入割額 (21) $(42) \div$ 前事業年度の月数 $\times 3.3$

※申告書の記載では、6を乗じることとなっていますが、平成20年10月1日以後に開始する最初の事業年度に限り、6を3.3に読み替えることとしています。

※次の事業年度以降は、申告書に記載されているとおりに6を乗じます。

事業税		税	円
前事業年度の事業税額 (38)の金額	17		00
所得割額 $(39) \times$ 前事業年度の月数	18		00
付加価値割額 $(40) \times$ 前事業年度の月数	19		00
資本割額 $(41) \times$ 前事業年度の月数	20		00
収入割額 $(42) \times$ 前事業年度の月数	21		00
前事業年度の地方法人特別税額 (43)	22		00
地方法人特別税額 $(22) \times$ 前事業年度の月数	23		00
予定申告税額 $(18+19+20+21+23)$	24		00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び地方法人特別税額	25		
この申告により納付すべき事業税額及び地方法人特別税額 $24-25$	26		00

【地方法人特別税額】

平成20年10月1日以後に開始する最初の事業年度については、「前事業年度の地方法人特別税額 (22) 欄」が0円となるため、前事業年度の法人事業税額に基づき、以下のとおり計算します。

地方法人特別税額 (23) 欄

前事業年度の事業税額 (17) \div 前事業年度の月数 $\times 2.7$

※次の事業年度以降は以下のとおり計算します。

前事業年度の地方法人特別税額 (22) \div 前事業年度の月数 $\times 6$

前事業年度の事業税額・地方法人特別税額の明細		課税標準	税率 (100)	税額
所得割	所得金額総額 (27)			
	所得金額 (28)			
付加価値割	付加価値額総額 (29)			
	付加価値額 (30)			
資本割	資本金等の額総額 (31)			
	資本金等の額 (32)			
収入割	収入金額総額 (33)			
	収入金額 (34)			
合計事業税額 $28+29+32+34$				35
仮装経理に基づく事業税額の控除額				36
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				37
納付すべき事業税額 $35-36-37$				38
39の内訳	所得割 (39)			
	付加価値割 (40)			
	資本割 (41)			
	収入割 (42)			
地方法人特別税		課税標準	税率 (100)	税額
43の内訳	所得割に係る地方法人特別税額 (43)			0.0
	収入割に係る地方法人特別税額 (44)			0.0
合計地方法人特別税額 $(43+44)$				45
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額				46
租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額				47
納付すべき地方法人特別税額 $45-46-47$				48